

令和3年11月5日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件7 簡易水道事業における水道料金の見直しについて

建 設 課

調査事件 7 簡易水道事業における水道料金の見直しについて

1 水道料金の経緯及び課題について

当町の水道料金は、その使用目的に応じて家事用などの9種類の用途区分に細分化されており、それぞれに定める基本料金と超過料金の合計額を利用者から徴収し、水道事業を運営しております。

なお、現行の水道料金は平成8年に改定され、以降25年間改定がされていない状況にあります。

当町の水道料金の水準は、全道では上位に位置しており、渡島管内ではトップの高い水準となっており、人口減少が進む中で、新型コロナウイルス感染症という新たな予防対策に要する経費が嵩み、高齢者などの水道使用量が少ない方々の負担が大きな課題となっております。

特に給水収益の大半を占める一般家庭を対象とした「家事用」の用途区分において、使用水量8m³までを基本料金として積算しておりますが、高齢者などの生活規模が小さく使用水量が少ない世帯においては、基本料金の割高感が強く、家計における大きな負担となっており、これらの是正が求められております。

一方、町では、水道は住民の日常生活に欠かすことのできないものであり、持続可能な水道経営を図るべく水道事業経営戦略の策定をはじめ、上水道事業から簡易水道事業への事業変更など、中長期的な視点に立ち経営の健全化に努めているところであります。

2 水道事業の現状について

水道事業は、昭和26年4月から供用を開始し、これまで第9次までの拡張整備事業を経て、町内全域に水道を供給できる体制となっております。

なお、計画人口に比べて、給水人口が減少しており、平成31年4月に「上水道事業」から「簡易水道事業」へ事業変更しております。

(1) 給水状況

計画給水人口	3,800人
現在の給水人口	3,646人
有収水量	308,994m ³
水道普及率	96.0%

※ 令和2年度末現在

(2) 施設状況

浄水場設置個所数	2 か所
配水池設置個所数	3 か所
管路延長	6.6 km
施設能力	4,700 m ³ /日
施設利用率	24.5%

※ 令和2年度末現在

(3) 事業収支状況

(単位：千円)

区分	R 1	R 2
水道事業収益 ①	104,197	101,834
営業収益	89,336	88,477
水道事業費用 ②	80,006	79,901
営業費用	79,279	79,116
経常損益 ①-②	24,191	21,933

※ 令和2年度末現在

3 水道料金の現状について

水道料金は、その目的に応じて家事用、営業用、1種団体用等、9種類の用途区分が定められており、それぞれ基本水量に基づく基本料金と超過料金により水道料金が決定されています。

なお、現行の水道料金体系については、平成8年に改定されており、その時の改定内容は全用途区分の料金引き上げとなっております。

その内、家事用（基本水量8 m³まで）については、基本料金が1,400円から1,920円へ引き上げられ、超過料金は1 m³当り140円から190円の引き上げとなっております。

家事用の料金設定の考え方については、営業用や団体用等に比べ基本水量を少なく設定し、使用水量の少ない一般家庭に配慮するとともに、使用者の節水努力が水道料金に反映されるような制度となっております。

現行の水道料金体系等は、次の表のとおりとなっております。

(以降、料金等金額は税抜き表示といたします。)

(1) 料金体系

○水道料金一覧表

(単位：m³、円)

料 率 用 途	水道料金（1か月）		
	基本水量	基本料金	超過料金
家 事 用	8	1,920	190
営 業 用	20	4,800	190
1種団体用	20	4,800	350
2種団体用	20	4,800	420
工 場 用	20	4,800	150
浴 場 用	100	9,600	120
船 舶 用	1	210	210
臨 時 用	10	9,600	570
演 習 用	1回10分毎に	500	—

※1 超過料金は、1 m³当たりの金額となっております。

※2 1種団体用は、官公署、学校、会社、病院、集会所

※3 2種団体用は、町長の指定する団体

※4 演習用は、私設消火栓

(2) 用途別利用状況

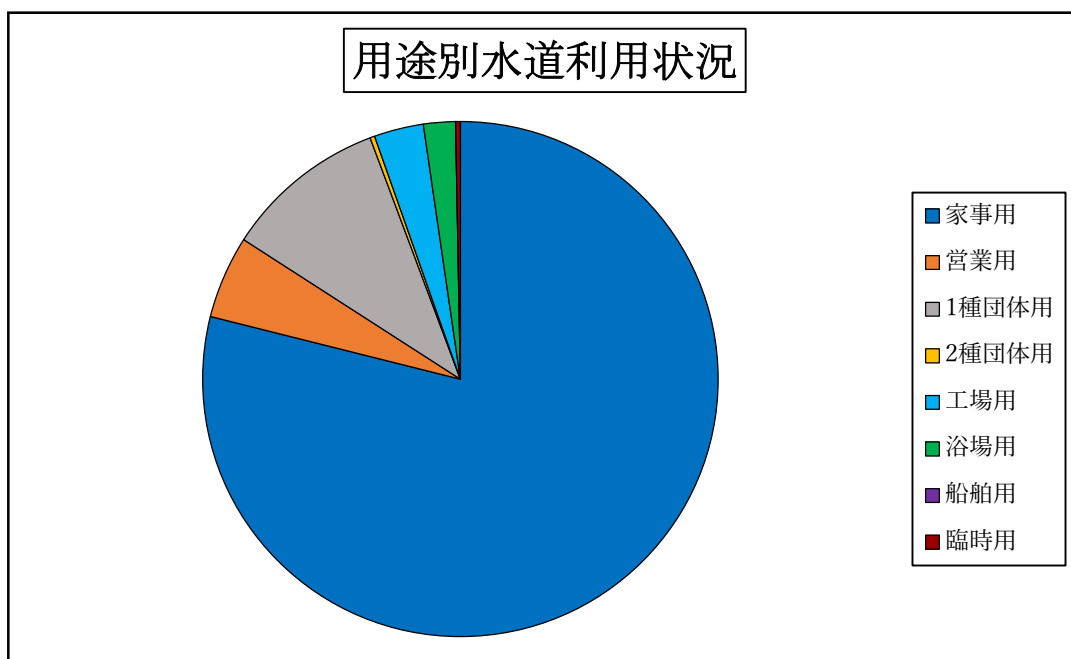
令和2年度の給水収益の中で家事用が占める割合は、全体の78.9%となっており、次に1種団体会用が10.2%で、この二つの用途で給水収益の約9割を占めております。

○用途別利用状況一覧表

(単位：件、千円)

区 分	年間件数	月平均件数	給水収益	
			給水収益	割合
家 事 用	21,362	1,780	75,921	78.9%
営 業 用	537	45	4,953	5.2%
1 種 団 体 用	936	78	9,772	10.2%
2 種 団 体 用	52	4	309	0.3%
工 場 用	146	12	2,939	3.1%
浴 場 用	12	1	1,965	2.0%
船 舶 用	12	1	11	0.0%
臨 時 用	19	2	307	0.3%
合 計	23,076	1,923	96,177	100.0

※ 令和2年度実績による



(3) 令和2年度の「家事用」の使用水量別の内訳

水道料金全体の78.9%を占める「家事用」の使用水量別の内訳は、次の表のとおりとなっております。

その内、使用水量が少なく高齢者世帯等の占める割合が多いと思われる0～3m³については、件数に対して17.6%、収益に対して12%となっております。

○令和2年度「家事用」使用水量別一覧表 (単位：件数、千円、%)

区 分	件 数		割 合	収 益	
	月平均件数				割 合
～1 m ³	1,882	157	8.8	4,582	6.0
～2 m ³	779	65	3.7	1,929	2.5
～3 m ³	1,084	90	5.1	2,671	3.5
0～3 m ³ 計	3,745	312	17.6	9,182	12.0
～4 m ³	1,184	99	5.5	2,934	3.9
～5 m ³	1,290	108	6.0	3,202	4.2
～6 m ³	1,262	105	5.9	3,133	4.1
～7 m ³	1,265	105	5.9	3,141	4.2
～8 m ³	1,273	106	6.0	3,170	4.2
0～8 m ³ 計	10,019	835	46.9	24,762	32.6
8 m ³ 超	11,343	945	53.1	51,159	67.4
合 計	21,362	1,780	100	75,921	100

4 渡島管内及び全道での水道料金の状況について

渡島管内の基本料金の状況は、次の表のとおりとなっており、8 m³当たりで比較すると渡島管内で福島町が一番高い料金となっております。

また、全道の水道事業者171市町村等の中では、44番となり全道でも高い料金となっております。

○渡島管内料金一覧表

町村名	基本水量	基本料金	超過料金	8 m ³ 当り料金
松前町	7 m ³	1,700 円	145 円	1,845 円
木古内町	8 m ³	1,840 円	230 円	1,840 円
森町	10 m ³	1,763 円	218 円	1,763 円
鹿部町	10 m ³	1,500 円	130 円	1,500 円
八雲町	6 m ³	1,200 円	150 円	1,500 円
長万部町	8 m ³	1,360 円	180 円	1,360 円
七飯町	8 m ³	1,250 円	120 円	1,250 円
知内町	8 m ³	1,181 円	105 円	1,181 円
平均	8 m ³	1,474 円	160 円	1,530 円

福島町	8 m³	1,920 円	190 円	1,920 円
------------	------------------------	----------------	--------------	----------------

○全道高料金順

町村名	基本水量	基本料金	超過料金	8 m ³ 当り料金
妹背牛町	10 m ³	2,948 円	294 円	2,948 円
羽幌町	10 m ³	2,591 円	273 円	2,591 円
礼文町	10 m ³	2,590 円	181 円	2,590 円
江差町	5 m ³ (2段階)	1,743 円	250 円	2,493 円
美深町	6 m ³	1,353 円	203 円	2,470 円
厚岸町	0 m ³	1,030 円	180 円	2,470 円
北竜町	10 m ³	2,464 円	245 円	2,464 円
新冠町	5 m ³	1,670 円	260 円	2,450 円
秩父別町	4 m ³ (3段階)	980 円	265 円	2,440 円
平取町	7 m ³	2,200 円	240 円	2,440 円

5 給水人口及び収支計画について

町では、平成30年3月に福島町水道事業経営戦略を策定し、経営比較分析表を活用した現状分析のもと、老朽施設の更新を始めとした計画的な設備投資を行っております。

また、年々人口減少が進む中で、給水収益の基盤となる給水人口も減少しており、その対策として上水道事業から簡易水道事業へ事業変更を行うなど、施設整備に係る有利な財源確保に努めているところであります。

なお、給水人口及び収支計画については、次のとおりとなっております。

(1) 給水人口の推計

(単位：人)

年 度	給水人口 (経営戦略)	総人口 (第2期人口ビジョン)	予想給水人口 (第2期人口ビジョン)	給水人口の減少率
H30	3,895	4,053	/	/
R元	3,803	3,915		
R2	3,702	3,797	3,646	0%
R3	3,608	3,672	3,525	-3.3%
R4	3,514	3,547	3,401	-6.7%
R5	3,420	3,422	3,278	-10.1%
R6	3,325	3,297	3,156	-13.4%
R7	3,232	3,173	3,036	-16.7%
R8	3,151	3,067	2,932	-19.6%
R9	3,068	2,961	2,829	-22.4%

給水人口の推計については、経営戦略の予測値を考慮しながら、令和2年3月に策定された第2期福島町人口ビジョンの推計を採用し、給水人口を算出しております。

人口減少等により、令和9年度の給水人口は令和2年度に比べ22.4%の減少が見込まれております。それに伴い、給水収益についても減少していくことが予想されます。

(2) 収支計画

水道事業会計の収支は、各事業年度における日々の経営活動に必要な費用等を計上する「収益的収支」と、将来の経営活動に備えて行う建設改良工事や企業債等を計上する「資本的収支」の2つの収支で構成されております。

この度の水道料金見直しに伴い、水道経営にも影響を及ぼすことから、将来的な「収益的収支」の収支計画を推計し、収支の健全化を図ることとしております。

なお、令和9年度までの収支見込みは資料1を参照願います。

○令和4年度 収支計面对比表（経営戦略、簡易水道、料金見直し後）（単位：千円）

区分	1. 経営戦略 A	2. 簡易水道移行後 B	対比(1) B - A	3. 水道料金見直し後 C	対比(2) C - B
水道事業収益①	100,271	99,087	▲1,184	95,621	▲3,466
営業収益	87,778	85,564	▲2,214	82,098	▲3,466
営業外収益	12,493	13,523	▲1,030	13,523	0
水道事業費用②	96,605	89,332	▲7,273	89,332	0
営業支出	91,260	88,132	▲3,128	88,132	0
営業外支出	5,345	1,200	▲4,145	1,200	0
経常損益①-②	3,666	9,755	6,089	6,289	▲3,466

6 見直しの基本的な考え方について

この度の水道料金見直しの基本的な方針として、人口減少と過疎化が進む状況下で、高齢者など、比較的生活規模が小さく使用水量の少ない世帯等の負担を軽減することを最大の目的としております。

改正内容は、用途区分「家事用」の基本料金について、これまで0～8 m³までを一律の基本水量としていたものを、0～3 m³と4～8 m³の2つの階層に細分化することといたします。

基本料金は0～8 m³までが一律「1,920円」となっておりましたが、新設の0～3 m³の階層については、基本料金を現行の2分の1となる「960円」とし、4～8 m³については現行のまま据え置きすることといたします。

なお、この度の改正に伴い、令和2年度ベースで年間359万円の減収が見込まれることとなりますが、その財源の補填については、平成27年度から令和元年度までの「決算に伴う利益の処分」において、純利益の一部を資本金に組入れしておりましたが、制度上、資本金に組入れする必要がないことが判明しましたので、次年度以降に資本金から利益剰余金に戻すことが可能となり、これに伴い料金改定に係る水道会計の経営に与える影響額を、最小限に抑えることとしております。

なお、これまでの純利益から資本金に組入した額の累計額は74,086千円となっております。

また、改定後の水道料金については、令和4年4月1日からの適用を予定しております。

(1) 新旧料金表

(単位：円)

用途	水量	改定基本料金	現行基本料金	差引
家事用	0～3 m ³	960	1,920	▲960
	4～8 m ³	1,920		—

(2) 見直しによる影響見込み額

(単位：円)

水量区分	年件数	影響額
0～1 m ³	1,882 件	▲ 1,806,720
2 m ³	779 件	▲ 747,840
3 m ³	1,084 件	▲ 1,040,640
計	3,745 件	▲ 3,595,200

※ 令和2年度ベース

なお、令和4年度以降の料金改定を反映した収支予測は、以下の表のとおりとなっております。

(単位：千円)

年 度	給 水 収 益		
	現 行 ①	見直し後 ②	差 額 ②-①
R 4	84,314	80,848	▲3,466
R 5	82,796	79,393	▲3,403
R 6	81,305	77,964	▲3,341
R 7	79,841	76,561	▲3,280
R 8	78,403	75,183	▲3,220
R 9	76,991	73,829	▲3,162

(3) 今後のスケジュールについて

今後の予定は、水道料金システムの一部改修と条例の改正等を予定しており、そのスケジュールについては下記のとおりとなります。

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 令和3年12月～2月 | 水道料金システム改修 |
| 2 | 令和4年 3月 | 福島町水道事業給水条例改正案提出 |
| 3 | 〃 3月 | 資本金に組入れした純利益に関する議案提出 |
| 4 | 〃 4月 | 広報による周知 |
| 5 | 〃 4月 | 改定料金適用開始 |